

# 「黒潮町移住者住宅改修費等補助金」について

**概要**：空き家を賃貸する場合に限り、予算の範囲内で修繕や荷物処分等に係る費用を補助します

**目的**：対象となる方の経済的負担の軽減と移住促進を図ることを目的とします

**内容**：補助限度額：**50万円** 補助率：**10/10** ※産業廃棄物及び家電リサイクル法に係る処分費は除く

**対象**：空き家所有者または県外からの移住者（黒潮町に転居して1年未満の方を含む）

**留意点**：事業を実施した物件に居住がなくなった場合、空き家バンクへの登録が必要です

当補助事業について

詳しくは下記まで  
ご相談ください

黒潮町役場総務課  
企画振興係  
TEL(0880)43-2177

## 補助事業の流れ



### ① 申請

修繕等を実施する前に、実施する内容と金額がわかるもの（見積書等）を添付し、申請書を提出します。



### ② 審査

申請の内容を審査し、適正な内容であれば補助金の交付を決定し、通知します。



### ③ 修繕

通知を受け、申請した内容のとおり修繕等を実施します。  
※申請した内容から変更がある場合、事前に変更申請が必要です



### ④ 検査

修繕が完了した後、実績報告書を提出いただき、内容が適正であるか検査をし、結果を通知します。



### ⑤ 補助金支払

通知を受け、補助金の請求書を提出いただき、申請者の口座に入金します。  
※修繕業者の補助金代理受領が可能です

※ 上記はおおまかな流れをあらわしたものです